

第 3 5 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 7 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第35回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年3月7日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（17名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
11番	川 嶋 一 美	12番	板 倉 小百合
13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）	14番	梅 原 英 男
15番	齋 藤 重 幸	16番	鵜 澤 英 夫
17番	今 関 喜 明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～10）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～10）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への
意見聴取について

第6 議案第4号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について

第7 議案第5号 大網白里市農作標準賃金・機械作業料金の改定について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～4）

第 9 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

(整理番号 1 ～ 3)

第 10 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号 1 ～ 5)

第 11 報告第 4 号 東京国税局からの照会について (整理番号 1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	片 岡 和 信
------	---------	-----	---------

主任書記	長谷川 聡 彦	主任書記	井 内 和香子
------	---------	------	---------

◎開 会

○議長 ただいまより、第35回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第35回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時 4分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、中村和敏委員及び川嶋一美委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～8)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は10件予定されております。本来は一括審議を行うところですが、整理番号9、整理番号10の案件は日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号9、整理番号10の案件と関連があります。

つきましては、議案第1号の整理番号1から8については審議を行い、整理番号9、整理番号10は、議案第2号の整理番号9、整理番号10、それぞれ一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのごことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、金谷郷字中荒久、地目 畑の1筆、面積515㎡を売買により所

有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は農地を取得し利便性の向上を図るため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから3ページまでになります。

戻りまして、1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号2、申請地は、金谷郷字甲谷、地目 畑の1筆、面積318㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央左、赤で1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料4ページから6ページまでになります。

戻りまして、4ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、議案書2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、大網字野内、地目 田の2筆、面積1,273㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の3ページをご覧ください。

中央よりやや右、赤で1-3と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、7ページから9ページまでになります。

戻りまして、7ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、整理番号4、申請地は、上谷新田字中川、地目 田の3筆、面積283㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、権利者の農地と隣接しており、利便性の向上を図るため、義務者は、相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧ください。

赤で示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、10ページから12ページまでになります。

戻りまして、10ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、議案書3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、柳橋字北一の坪、現況地目 田の1筆、面積3,457㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の5ページをご覧ください。

赤で1-5と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、13ページから15ページまでになります。

戻りまして、13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、整理番号6、申請地は、南今泉字前川、地目 田の5筆、畑の1筆、面積8,982㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は、高齢により耕作できないため、

でございます。

申請位置は、別添資料の図面の6ページをご覧ください。

赤で1-6と示してある6箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、16ページから21ページまでになります。

戻りまして、16ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、議案書4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、大網字東宮谷、地目 田の5筆及び、畑の4筆、面積6,406㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

中央、赤で1-7と示した9箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、22ページから24ページまでになります。

戻りまして、22ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、整理番号8、申請地は、南横川字東、地目 田の2筆、面積616㎡を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は、相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の7ページをご覧ください。

赤で示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、25ページから27ページまでになります。

戻りまして、25ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第1号整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由については事務局説明の通りでございます。

調査は3月1日に伊藤推進委員と、義務者宅と権利者宅に伺い、聴取り調査と現地調査を行いました。

義務者は権利者からお話があり、後継者もないことから申請農地を手放すことにしましたということで、申請内容に間違いがありませんとのことでした。

権利者からは、所有する隣接農地とあわせて野菜を栽培したいので、義務者に相談して、今回の申請になりましたとのこと、よろしくお願いしますとのことでした。

権利者は家族で野菜を主に意欲的に農業に取り組んでおり、農機具も揃っており、現地も綺麗に管理されておりました。

特に問題はないと思われます。

皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号2について調査報告をいたします。

申請理由については事務局の説明の通りでございます。

3月1日に伊藤推進委員と権利者宅に伺い、お話を伺いました。

義務者には遠方の為、電話での聴取りとなりました。

権利者と義務者は親戚関係であり、申請地は義務者が相続で取得したのですが、申請地が遠く耕作できないため、権利者に相談して、今回の申請に至ったということでした。

権利者は以前から申請地の管理を委託され、草刈等の管理をしていましたということで、稲作を中心に、家族で農業を営んでおり、農機具も揃っており特に問題はないと思われます。

皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第1号整理番号3の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明の通りです。

調査には3月2日に権利者、義務者ともに電話にて調査をしました。

権利者は、前回申請をする予定でありましたが、手違いで今回の申請に至ったとのことでした。

申請地は自宅に近く、利便性が良いことから、売買の話がまとまったとのことでした。

申請地ですが、草刈りを行って、できれば作付けまでしたいということでした。

義務者は耕作できないので、権利者にお願いしたそうです。

権利者とは、前にも田を買ってもらっていたということでした。

間違いないので、よろしくお願いしますということでした。

権利者は、認定農業者であり、問題はないと思いますが、慎重審議よろしく願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 議案第1号整理番号4について調査報告いたします。

申請理由については、事務局の説明の通りです。

調査に当たりましては、齋藤推進委員と私で権利者にお会いし、お話を聞いて参りました。

権利者のお話によりますと、申請地は所有農地の隣地ですので、取得し、利便性を高めたということから、代理人に相談したところ、売買が成立し、今回の申請に至ったとのことでした。

その後、電話にて代理人にお話を聞きましたところ、2人の義務者は私の息子ですとのことでした。

その2人の義務者から、代理人にすべてをお任せいたしますとのことから、売買契約を交わし、2人の義務者には結果を報告し、了承を得ておりますとのことでした。

委員の皆さんの慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、齋藤義信委員、お願いいたします。

○齋藤委員 議案第1号整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由としましては、事務局の説明の通りでございます。

3月3日に高橋推進委員と権利者宅と義務者宅に伺い、現地も見参りました。

義務者は専業で農業を営んでいましたが、高齢により耕作ができなくなり、農地を手放し

たいとのことでした。

権利者は専業農家で、義務者の農地を10年以上前から耕作をしていたとのこと、義務者が権利者にお話をしたところ、売買の契約を結ぶことに至りましたとのことでした。

権利者は農地を増やしたいということでございまして、意欲的な農業者でございますし、うまく話がまとまったそうです。

申請地は権利者宅から近く、耕作もしやすいところから申請に至ったとのこと。

何ら問題はないと思いますが、慎重なご審議のほどお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤委員 議案第1号整理番号6について、調査報告を行います。

内容は事務局の説明の通りです。

3月2日に八角推進委員と義務者宅を訪問し、詳細を伺いました。

義務者は高齢のため、耕作ができない状態で、権利者に売買の話をし、農地法第3条の申請に至ったということです。

2月18日の権利者のお父様と、農業委員会事務局の窓口でお会いしてお話を聞いておりますが、その後3月2日から権利者に電話にて確認を試みましたが、電話に出てくれず、確認できない状況でした。

この案件の仲介役の方に連絡をとり、3月5日にやっと権利者にお会いでき、この申請に間違いはないということを確認いたしました。

以上、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号7から8の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 議案第1号整理番号7について、調査報告を行います。

3月1日、小倉推進委員と権利者にお会いし、お話を聞いて参りました。

内容は、事務局説明の通りでございます。

義務者は高齢で、もう、農地の耕作ができず、親戚である権利者をお願いしましたということでした。

何ら問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

続いて、整理番号8の調査報告をいたします。

同じく、3月1日、小倉推進委員と権利者にお会いして参りました。

権利者は、農地を譲り受け経営規模を拡大するため義務者の方にお話をし、隣接しているということもあり、今回の申請に至ったようでございます。

ここも、何ら問題はないと思いますが、皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号１から８について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第１号の整理番号１から８に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第１号、整理番号１について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号１は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号２について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号２は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号３について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号３は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号４について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号４は、原案のとおり許可することに決定いた

します。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1～10）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、を議題とします。

事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

整理番号1につきましては、先月、申請がありましたが、申請書の記載内容に誤りがあり、申請者より2月6日付で、取り下げ書の提出がありました案件です。

今回、改めて申請があったことをご報告いたします。

申請地は、細草字新山、地目 畑の 1 筆、面積 1, 4 6 9 m²を売買により所有権移転し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

申請位置は、別添資料の図面 9 ページをご覧ください。

赤で示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料 2 8 ページから 5 6 ページになります。

施設の概要は、太陽光パネル 2 0 2 枚、パワーコンディショナー 1 0 台を設置しようとするものです。

事業を行う理由につきましては、義務者は相続以前から申請地での耕作は一切行っておらず、次の代でも活用する見込みがなく、現状でもすでに管理が難しくなっていることを踏まえ、土地を処分又は有効活用出来ないかと検討していた折、事業拡大を目的として太陽光事業用地を探していた権利者と利害が一致したことから計画したとのこととす。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の農地で、第 2 種農地に該当すると思われま。

次に、一般基準でございます。

最初に申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、除草後整地し埋立ては行わない計画となっております。

排水につきましては、雨水を地下浸透する計画となっております。

また、設置する工作物は高さ 1. 5 m 程度で、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例が該当し、担当課へ事前協議申出書が提出済みであり、その写しが添付されております。

整理番号 1 の説明は以上でございます。

次に、整理番号 2、申請地は、南今泉字前川の地目、田が 2 筆、合計面積 2, 7 7 1 m²を賃借権を設定し、小売店舗の建築及び駐車場用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面 6 ページをご覧ください。

中央下側の 2-2 と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、57 ページから 72 ページまででございます。

計画の概要はコンビニエンスストアの建設と付帯する、物置 3 台、駐車場 27 台分の設置で、店舗の建築面積は 201.35 m²でございます。

事業を行う理由につきましては、計画地は県道山田台大網白里線と一宮片貝線に面する敷地であり、来客者も見込め、土地所有者の同意が得られたことから計画したとのことです。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の農地で、第 1 種農地に該当すると思われます。

なお、本件敷地については、農振除外の変更願いの受付に伴い、大網白里農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、大網白里市長からの意見照会に基づき、令和 5 年 7 月 5 日に開催された農地部会会議を経て、農業委員会から支障ない旨の回答を行い、令和 6 年 9 月 26 日付けで、農用地から除外されたものになります。

第 1 種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、一般国道や県道の沿道の区域で、駐車場とトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストアとその駐車場については、休憩所の類似施設として許可できるものとされております。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、水路敷及び隣接地との周囲には、コンクリートブロックを設置し土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽にて処理された排水及び雨水を申請地北側にある排水路へ放流する計画であり、排水について土地改良区の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

整理番号2の説明は以上でございます。

次に、議案書の7ページから8ページまでをご覧ください。

議案第2号、整理番号3から6は同一権利者による、同一の事業内容となりますので併せて説明させていただきます。

整理番号3の申請地、大網字南野中の地目、畑が1筆、面積211㎡、整理番号4の申請地、大網字南野中の地目、田が1筆、面積1,207㎡、整理番号5の申請地、大網字南野中の地目、畑が1筆、面積340㎡、整理番号6の申請地、大網字南野中の地目、畑が1筆、459㎡、整理番号3から6の合計面積2,217㎡を所有権移転し、建売分譲住宅用地にしようとするものでございます。

権利者および義務者は、それぞれ議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面10ページをご覧ください。

右側の赤で2-3から6と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、73ページから93ページまででございます。

計画の概要は、専用住宅が7棟で、内訳は、木造2階建て、建築面積64.59㎡の住宅が4棟、木造平屋建て、建築面積84.73㎡の住宅が3棟となっております。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺は宅地も多く、需要が見込めることから、建売住宅として最適なため、計画したとのことです。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

整理番号3から6の申請地は、いずれも農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、水路敷及び隣接地との周囲には、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置し土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽にて処理された排水を新設U字溝を経て申請地南側にある既設水路へ放流する計画となっております。

雨水については、地下浸透させる計画となっております。

排水を放流するに当たり、関係土地改良区の意見書、排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

整理番号3から6の説明は以上でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号7から8は同一権利者による、同一の事業内容となりますので、併せて説明させていただきます。

整理番号7の申請地、大網字南野中の地目、畑が2筆、田が1筆、面積598㎡、整理番号8の申請地、大網字南野中の地目、畑が2筆、田が1筆、面積284㎡、整理番号7と8の合計面積882㎡を所有権移転し、建売寄宿舍用地にしようとするものでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面10ページをご覧ください。

左側の2-7から8と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、94ページから115ページまででございます。

計画の概要は、寄宿舍及び車庫で、寄宿舍は木造2階建て延床面積は169.33㎡、車庫は4連タイプのイナバのガレージとなっております。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺は宅地も多く、需要が見込めることから、分譲地の問合せもあるが、寄宿舍の問合せもあり、今回土地を取得できるようになったため、寄宿舍・車庫を新築し販売するため計画したとのこと。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

整理番号7から8の申請地は、いずれも農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、周囲には、コンクリートブロックを設置し土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽にて処理された排水を整理番号3から6の建売分譲住宅用地内の新設U字溝を経て申請地南側にある既設水路へ放流する計画となっております。

雨水については、地下浸透させる計画となっております。

排水を放流するに当たり、関係土地改良区の意見書、排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、整理番号3から6と同様に、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

なお、整理番号3から6と、ただいま説明させていただいている整理番号7から8については、すべて同一の権利者であり、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きについては、整理番号3から8まで、1本の申請案件となっております。

このようなことから、同一開発区域内を經由し排水する計画となっております。

農地転用の許可申請については、用途が異なることから、整理番号3から6の建売分譲と、整理番号7から8の建売寄宿舍で、別案件となっております。

整理番号7から8の説明は以上でございます。

次に、整理番号9でございますが、議案第1号、整理番号9の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書の10ページ上段をご覧ください。

整理番号9、申請地は、大網字沼向、地目 畑の1筆、面積1,332㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.362㎡でございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の3ページをご覧ください。

中央より上に赤で、1－9、2－9と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱66本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、116ページから137ページとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76mmの支柱を3.5mの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われれます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して２割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、５ページをご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第１号、整理番号９の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和６年４月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により農地法第５条の一時転用と併せ、設定することが必要となりました。

このことから、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の３７０．２６㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料１１６ページから１３７ページまでになります。

整理番号９の説明は以上でございます。

次に整理番号１０でございますが、議案第１号、整理番号１０の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書の１０ページ下段をご覧ください。

整理番号１０、申請地は、永田字北中原、地目 畑の１筆、面積 ６３２ ㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、０．３５２㎡でございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の８ページに記載している箇所となります。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのこととあります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱５８本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、１３８ページから１５８ページとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号9と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76mmの支柱を3.5mまたは3.6mの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、5ページ下段をご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号10の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、議案第1号整理番号9と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

本案件についても、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の350.568㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料138ページから158ページになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第2号、整理番号1について、調査報告申し上げます。

内容は事務局説明のとおりです。

3月2日、中村委員と義務者宅に伺いお話を聞き、その後、現地調査を行いました。

本案件は、申請地を所有権移転し太陽光発電施設用地とするものです。

申請地は、主要道路に隣接しており、日当たりのよい場所にあります。

義務者は会社員で、以前から農地を全く耕作しておらず、2人のお子さんも嫁がれ一人暮らしで農地の維持管理に困っており、手放したいと考えていたところ、権利者からの提案があり、話し合いの結果、権利者にお任せし、申請することにしたそうです。

権利者は電話にて確認したところ、間違いはなく、事業計画としては、申請地の畑周辺には雑木があり、すべて伐採して処分し、周りにフェンスを建て、畑を整備し、太陽光パネルを設置し、地表部分には除草シートを敷かず、定期的に管理するとのことでした。

また、申請地の西側、105平方メートルほどの倉庫が建っておりますが、現状のまま作業する際の駐車場として利用するそうです。

隣接の土地所有者に確認したところ、現地にて権利者と話をし、境界付近に塩ビ管があるので、気をつけて欲しいことを伝えて、了解したとのことでした。

付近には中学校、養護学校があるため、作業中は送迎の時間帯など特に注意をしていただくようにお伝えしました。

以上、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤委員 議案第2号、整理番号2について、調査報告申し上げます。

内容は事務局の説明の通りです。

3月2日に貸付人を訪問し、加藤岡農業委員と詳細を伺いました。

義務者は耕作がもうできないと申しており、残りの農地も売買と無償譲渡で農業経営から

退きたいと思っておりました。

権利者の代理人には、3月2日から4日にかけて電話で確認を試みましたが、3月5日になってやっと、連絡ができ確認できました。

この申請に間違いはないということです。

事務局の説明の通りこの用地はコンビニ出店の申請であります。

委員の皆様のご慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から8及び関連のある、議案第1号、整理番号9及び議案第2号、整理番号9の案件につきまして、一括して梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 議案第2号整理番号3から6までの4案件につきまして、関連がございますので一括してその調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては事務局の説明の通りでございます。

この議案につきましては去る3月2日に、川岸委員、関本推進委員と一緒に経営者の代理人を交えまして、現地で立ち会いの上、聴き取りをして参りました。

対象となります農地につきましては、数年前から耕作放棄されており、周辺は住居としては良好な環境であると言えます。

また、今回の開発計画では、農地面積が2,217㎡で、山砂で造成の上、7棟の宅地分譲をしようとするものでございます。

開発協議につきましては市と協議中ということであり、污水排水につきましては合併浄化槽を設置して、既設の南側排水路に放流するという排水計画でございまして、関連する両総土地改良区、及び地元区からはすでに同意を得ているというような説明でございました。

次に、義務者につきましては整理番号6の義務者は3月2日に自宅で確認をし、残り3名の義務者につきましては電話での確認ではございましたが、同じく3月2日に聴き取り調査を行いまして、それぞれが権利者から買い取りの話があり、同意をしたのでよろしくお願いいたします、このような説明でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に支障はないものと思われませんが、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に議案第2号整理番号7と8の議案につきましても、関連がございますので一括してその調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明の通りでございます。

この議案につきましては、同じく3月2日に川寄委員、関本推進委員と一緒に権利者の代理人を交えまして、現地で立ち会いの上、聴き取りして参りました。

対象となる農地につきましては従来から、宅地利用された形跡があり、現状は荒れた状態でしたが、近隣には住宅も多く、住居地域としては良好な環境にあると言えます。

また今回開発計画では、面積が882㎡で、山砂で造成の上、共同生活を目的とした寄宿舍、そして車庫の建設、さらには、駐車場を整備しようとするものでございます。

開発協議につきましては市と協議中のことであり、汚水排水につきましては、合併浄化槽設置し、新たに市道側溝を布設替えいたしまして放流する計画とのことで、すでに関連する両総土地改良区、及び地元区からは同意を終えているとの説明でございました。

次、義務者関係につきましては、電話での確認でございましたが、3月2日に2名の義務者に、先ほどの議案第2号整理番号3と4の義務者でもございまして、それぞれが権利者から買い取りの話があり、同意をしたので、よろしくお願ひしたいとのことでございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に支障はないものと思われませんが、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第2号整理番号9と議案第1号整理番号9は関係がございますので、これも一括してその調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明の通りでございます。

この議案につきましては申請地を引き続き借り受けて営農型太陽光発電事業の更新を行おうとするものでございます。

またこの施設の経過状況につきましては、当初の申請は、令和2年2月の総会におきまして採決をされ以下、令和5年3月10日、令和6年3月10日に採決されまして、今回で4回目の事業申請となります。

では調査結果でございますけれども、去る3月1日に現地確認をいたしましたところ、申請地にはブルーベリーの苗が植えられておりまして、管理状況では、草刈がされ綺麗な状況となっております。

また施設につきましては、まだ新しく良好な状況でございました。

次に権利者への聴き取り調査では、事業の担当者へ3月1日に電話で確認をいたしましたところ、申請内容に間違いがないので、前回同様にしっかりと管理をして参りますので、よ

ろしくお願いしたいとのことでございました。

また義務者につきましても、3月1日に電話で確認をいたしましたところ、このまま継続されますよう、よろしくお願いいたしますと、そのようなお話でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に支障はないものと思われませんが皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、関連のある、議案第1号、整理番号10及び議案第2号、整理番号10の案件につきましては、一括して平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 議案第1号整理番号10、それと議案第2号関番号10につきまして、関連しますので一括して、調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局説明の通りでございます。

議案第2号整理番号10の許可申請につきましては、申請の一部に賃借権を設定して、営農型発電施設の支柱の部分の0.352㎡について、引き続き一時転用するというものでございます。

議案第1号整理番号10の許可申請につきましては、パネル設置者と土地所有者が異なるので、支柱に関わる一時転用と同時に、太陽光パネルの面積の350.568㎡に区分地上権を設定するものでございます。

3月1日、内海委員と菅谷推進委員と私で、義務者の自宅にお伺いし話を聞きました。

更新することに問題はなく、申請書の通り間違いありませんとのことでした。

権利者には電話で話を伺いました。

申請書の通り間違いありませんので、よろしくお願い申し上げます。ということでございました。

義務者宅からの帰りに現地調査を行いました。

現地は先ほど申し上げた通り綺麗に整備されておりましたが、苗木が枯れたようなものが何本か見受けられました。

また、申請書に一致しないところが何点かありましたので、営農者である代理人に確認しました。

枯れたような苗は、冬場なので冬眠状態にあるので、5月ぐらいになれば、新芽が出てくるというようなことの説明でございました。

また、申請書に、初年度が2024年のものと、2025年のものがありました。

これは2024年が正しいので、修正資料を差し替えますということでした。

これが先ほど、事務局長が説明いただきました差し替えの書類の中に入っております。

施肥関係につきましても、1月、2月に堆肥を投入する計画が出されておりましたが、これがまだなされておらないので確認したところ、4月ないし5月に化成肥料と油かすで対応して投入するということでした。

従いまして、問題は特別ないと思われます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から10及び議案第1号、整理番号9から10の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から10及び議案第1号、整理番号9から10に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号5について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号5は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号6について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号6は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号7について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号7は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号8について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号8は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号9について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号9は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号9及び議案第1号、整理番号9について、議案第2号、整理番号9は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号9は許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号9は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号9は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号10及び議案第1号、整理番号10について、議案第2号、整理番号10は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号10は許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号10は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号10は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1～10につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号7から9の案件は、齋藤重幸委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

つきましては、先行して、整理番号1から6の案件の審議をお願いしたいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 異議がないとのことですので、それでは、事務局から議案第3号、整理番号1から6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定」により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき大網白里市長より農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の12ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者は3人、農地中間管理機構に権利の設定をする者7人、農地中間管理機構に権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が20筆、畑が4筆で、面積24,790㎡でございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が9件でございます。

整理番号1から6の所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、山口、田が8筆、6,464㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号2、山口、田が1筆、360㎡、5年、無償、新規。

整理番号3、山口、田が1筆、1,014㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号4、山口、田が8筆、5,139㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号5、山口、田が1筆、239㎡、5年、無償、新規。

整理番号6、金谷郷、田が1筆、4,130㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

なお、整理番号1から6の借受人につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画案作成案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から5の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 議案第3号の意見聴取について、報告をさせていただきます。

なお、整理番号1から5についてですが、借受人が同一人であり、借受人が引き受けるに至った経緯も同じですので、一緒に報告することをご了承ください。

調査については、2日に加藤推進委員と借受人と、貸付人宅を訪問して確認を行いました。

なお、整理番号1と2及び3については家族です。

整理番号1から5の貸付人は、以前から自宅の近所の耕作者に管理を依頼していましたが、今年になり、家庭の事情でできなくなったので、急遽、前々から近所で耕作していた面識のあった借受人に依頼し、引き受けてもらったとのこと。

いずれの貸付人も申請内容に間違いがないということです。

借受人も自宅からも近いし、すでに近隣まで耕作していることから、引き受けることにしたとのこと。

借受人は認定農業者であり、農機具もすべてそろっております。

いずれの耕作地も綺麗に管理されており、問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 議案第3号整理番号6について調査報告いたします。

3月1日に伊藤推進員と貸付人、借受人宅に伺いお話を伺いました。

貸付人は、経営規模を縮小したいため借受人に相談したところ、耕作してくれるということになったということです。

借受人は同じ地区の貸付人から依頼され、隣接農地を耕作していることから引き受けることにしましたということです。

農機具等も揃っており意欲的に農業に取り組んでいることから、特に問題ないと思います。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号、整理番号1から6について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第3号、整理番号1から6に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から6について、一括して採決することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から6について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から6の案件は、「意見なし」と決定いたします。

○議長 続きまして、整理番号7から9の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、齋藤重幸委員は、ここで退室をお願いいたします。

(齋藤重幸委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号7から9について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号7から9の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号7、南今泉 及び 四天木、畑が2筆、6,075㎡、3年、金納、10a当たり8,000円、新規。

整理番号8、南今泉、畑が1筆、487㎡、3年、金納、10a当たり8,000円、新規。

整理番号9、南今泉、畑が1筆、882㎡、3年、金納、10a当たり8,000円、新規。

なお、整理番号7から9の借受人につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画案作成案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号7から9の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号7から9については、借受人が同一のため、一括して調査報告を行います。

理由としては事務局説明の通りです。

調査は3月2日、八角推進委員さんと、借受人にお会いし確認しました。

また、貸付人には個々に電話で確認いたしました。

借受人、貸付人とも、今回の申請に間違いのないことでした。

この申請は、今まで整理番号9の貸付人が、整理番号7と8の申請地を耕作していたそうですが、今回、整理番号9の貸付人から、借受人が耕作依頼を受け、整理番号7と8も一緒に今まで通り耕作するということで引き受けたそうです。

特に問題はないと思いますが、皆様の慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号7から9について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて整理番号7から9に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号7から9について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号7から9について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号7から9の案件は、「意見なし」と決定いたします。

ここで、齋藤重幸委員を入室させてください。

(齋藤重幸委員入室)

◎議案第4号（大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について）

○議長 次に、日程第6、議案第4号「大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第4号は15名の選任を予定しておりますが、任期満了に伴うことから、一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとの事でございますので、事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の19ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」第17条で農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと定められております。

また、第19条で委嘱しようとするときは、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求め、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないとされております。

このため、令和6年10月1日から同月28日まで及び令和6年11月1日から同月28日まで、推薦・公募を行った結果、農業委員会が定めた15の地区から推薦届出者及び応募者がありました。

今回の候補者を選考するため、「大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第7条に基づき、候補者評価委員会が設置され、同委員会において、候補者の選考が行われました。

このたび、評価委員会が選考した候補者15名は、大網白里市農地利用最適化推進委員として適当であると認められるため、農業委員会総会に諮り、承認を求めるものでございます。

議案書の20ページに候補者一覧と次の21ページに担当地区を添付しておりますので、

確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております

議案第４号 「大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について」を一括して採決いたします。

議案第４号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第４号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第５号（大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について）

○議長 次に、日程第７、議案第５号「大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について」を議題といたします。

それでは、事務局から議案第５号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の２２ページをご覧ください。

本議案につきましては、千葉県農業会議が設定した令和７年度分の標準賃金を参考に、令和７年４月１日から適用する農作業を受委託する際の賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

表の左から５列目、太線で囲んでおります「令和７年度（市）決定額」の欄が今回定めようとする金額となります。なお、今年度の金額については、左から３列目の「令和６年度（市）決定額」の欄に記載しております。」

それぞれの単位につきましては、表の右端の列、「備考」の欄に記載しておりますので、適宜ご参照ください。

それでは順に読み上げさせていただきます。

まず、農作業標準賃金につきまして、１番目の『水田作業』は９，３００円で今年度と同額となっております。

2 番目の『畑作業』は 9, 300 円で今年度と比べ 300 円の増となっております。

3 番目からは、機械作業料金になります。

3 番目の『水田耕起』は 7, 200 円で今年度と比べ 300 円の増となっております。

4 番目の『水田代掻』は 7, 600 円で今年度と比べ 400 円の増となっております。

5 番目の『畔塗り』は 42 円で今年度と比べ 1 円の増となっております。

6 番目の『植付け』は 9, 200 円で今年度と比べ 500 円の増となっております。

7 番目の『育苗』は 900 円で今年度と比べ 90 円の増となっております。

8 番目の『乾燥調製』は 3, 400 円で今年度と比べ 100 円の増となっております。

9 番目の『刈取脱穀』は 20, 600 円で今年度と比べ 1, 200 円の増となっております。

なお、籾運搬費は籾運搬コンテナを使用する場合 10 a 当たり 1, 061 円となっており、今年度と比べ 10 a 当たり 76 円の増となっております。

最後に 10 番目の『刈取から袋つめまで』は 53, 600 円で今年度と比べ 2, 100 円の増となっております。

全体的に値上がりをしています。主な理由としましては、機械本体代の上昇及び人件費の値上がりによるものでございます。

なお、本議案につきましては、このあとご承認をいただければ、市広報紙や市ホームページにて周知をさせていただく予定でございます。

議案の説明は、以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第 5 号 「大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について」 を採決いたします。

議案第 5 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

◎報告第 1 号～報告第 4 号

○議長 続きまして、日程第 8、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、日程第 9、報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について」、日程第 1 0 報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第 1 1 報告第 4 号「東京国税局からの照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第 1 号についてご説明いたします。

議案書 2 3 ページから 2 5 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出は 4 件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 2 号についてご説明いたします。

議案書の 2 6 ページから 2 7 ページをご覧ください。

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約は 3 件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 3 号についてご説明いたします。

議案書の 2 8 ページから 3 0 ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会については、5 件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から 4 列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第 4 号についてご説明いたします。

議案書の 3 1 ページをご覧ください。

東京国税局からの照会については、1 件でございます。

国税局から照会のありました農地の所在地及び対象者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認しました。

東京国税局には、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第8から日程第11の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第35回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時52分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月7日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 中村 和敏

署名委員 川嶋 一美